

**改正**

平成18年10月5日病院局企業管理規程第17号  
平成18年12月28日病院局企業管理規程第19号  
平成19年3月22日病院局企業管理規程第1号  
平成19年12月25日病院局企業管理規程第13号  
平成20年3月31日病院局企業管理規程第7号  
平成20年10月2日病院局企業管理規程第9号  
平成20年12月24日病院局企業管理規程第10号  
平成22年3月31日病院局企業管理規程第3号  
平成23年3月31日病院局企業管理規程第6号  
平成26年3月31日病院局企業管理規程第7号  
平成26年12月25日病院局企業管理規程第11号  
平成27年3月30日病院局企業管理規程第3号  
平成28年3月31日病院局企業管理規程第4号  
平成30年3月27日病院局企業管理規程第2号  
平成30年8月2日病院局企業管理規程第7号  
令和元年9月2日病院局企業管理規程第2号  
令和2年3月26日病院局企業管理規程第8号  
令和2年12月14日病院局企業管理規程第14号  
令和3年12月23日病院局企業管理規程第5号  
令和4年8月4日病院局企業管理規程第6号  
令和6年9月26日病院局企業管理規程第5号  
令和7年3月27日病院局企業管理規程第2号

県立病院料金等規程をここに公表する。

県立病院料金等規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号。以下「条例」という。）第6条に規定する料金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(納入の時期及び方法)

**第2条** 料金等は、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第27条の規定により交付を受けた納入通知書により、当該納入通知書において指定された納入期限までに納入しなければならない。

(料金等の額)

**第3条** 条例第6条第2項に規定する健康保険法（大正11年法律第70号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額は、それぞれ平成20年厚生労働省告示第59号及び平成18年厚生労働省告示第99号により算定した額とする。

2 条例別表第2の金額の欄に規定する管理者が定める額は、別表に定めるとおりとする。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年10月5日病院局企業管理規程第17号）

この規程は、公表の日から施行し、この企業管理規程による改正後の県立病院料金等規程の規定は、平成18年10月1日から適用する。

**附 則**（平成18年12月28日病院局企業管理規程第19号）

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月22日病院局企業管理規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年12月25日病院局企業管理規程第13号）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日病院局企業管理規程第7号）

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

**附 則**（平成20年10月2日病院局企業管理規程第9号）

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

**附 則**（平成20年12月24日病院局企業管理規程第10号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月31日病院局企業管理規程第3号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月31日病院局企業管理規程第 6 号）

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 3 月31日病院局企業管理規程第 7 号）

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年12月25日病院局企業管理規程第11号）

この規程は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成27年 3 月30日病院局企業管理規程第 3 号）

この規程は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月31日病院局企業管理規程第 4 号）

この規程は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成30年 3 月27日病院局企業管理規程第 2 号）

この規程は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成30年 8 月 2 日病院局企業管理規程第 7 号）

この規程は、平成30年10月 1 日から施行する。

**附 則**（令和元年 9 月 2 日病院局企業管理規程第 2 号）

この規程は、令和元年10月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 3 月26日病院局企業管理規程第 8 号）

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年12月14日病院局企業管理規程第14号）

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 3 年12月23日病院局企業管理規程第 5 号）

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表の 1 の項の改正規定は、令和 4 年 1 月11日から施行する。

**附 則**（令和 4 年 8 月 4 日病院局企業管理規程第 6 号）

この規程は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 6 年 9 月26日病院局企業管理規程第 5 号）

この規程は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 7 年 3 月27日病院局企業管理規程第 2 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		単位	金額	備考	
1 病室使 用料	県 立 宮 崎 病 院	特別室A(個室)	1人1日につき 分娩(べん)等 のために入院 する者 その他の者	16,182円 17,800円	「分娩(べん)等のために 入院する者」とは、消費 税法(昭和63年法律第108 号)別表第1第8号に規 定する医師、助産師その 他医療に関する施設の開 設者による助産に係る資 産の譲渡等(以下「助産 に係る資産の譲渡等」と いう。)を受ける者をい う。以下同じ。
		特別室B(同)	1人1日につき 分娩(べん)等 のために入院 する者 その他の者	5,364円 5,900円	
		特別室C(同)	1人1日につき 分娩(べん)等 のために入院 する者 その他の者	5,091円 5,600円	
		特別室D(同)	1人1日につき 分娩(べん)等 のために入院 する者 その他の者	3,728円 4,100円	
	県 立 延 岡 病 院	特別室E(個室)	1人1日につき 分娩(べん)等 のために入院 する者 その他の者	11,000円 12,100円	
		特別室F(同)	1人1日につき		

			分娩(べん)等 のために入院 する者	5,000円	
			その他の者	5,500円	
	県 立 日 南 病 院	特別室G (2人 室)	1人1日につき	分娩(べん)等 のために入院 する者	1,300円
				その他の者	1,430円
		特別室H (個室)	1人1日につき	分娩(べん)等 のために入院 する者	12,000円
				その他の者	13,200円
		特別室I (同)	1人1日につき	分娩(べん)等 のために入院 する者	5,600円
				その他の者	6,160円
		特別室J (同)	1人1日につき	分娩(べん)等 のために入院 する者	5,000円
				その他の者	5,500円
特別室K (同)	1人1日につき	分娩(べん)等 のために入院 する者	2,840円		
		その他の者	3,124円		

2 初診加算料	県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	1 件につき		「分娩(べん)等に係る初診」とは、助産に係る資産の譲渡等に該当する初診をいう。
		分娩(べん)等に係る初診	7,000円	
		その他の初診 (医師による場合)	7,700円	
		その他の初診 (歯科医師による場合)	5,500円	
3 再診加算料	県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	1 件につき		「分娩(べん)等に係る再診」とは、助産に係る資産の譲渡等に該当する再診をいう。
		分娩(べん)等に係る再診	3,000円	
		その他の再診 (医師による場合)	3,300円	
		その他の再診 (歯科医師による場合)	2,090円	
4 分娩(べん)料	診療時間内	1 児につき	200,000円	1 左記の上段の金額は、単胎分娩(べん)の場合及び多胎分娩(べん)の場合の1児目の分娩(べん)料とし、左記の下段の金額は、多胎分娩(べん)の場合の2児目以降の分娩(べん)料とする。
	診療時間外	同	100,000円	
	平日の午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分(土曜日は、午前8時30分)から午後10時まで	同	220,000円 110,000円	2 「休日」とは、日曜

				日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日（月曜日に当たる場合を除く。）、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいう。	
	平日の午前零時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	同	230,000円 115,000円		
5	産科医療補償制度掛金	1児につき	12,000円	在胎週数第22週以上の児の分娩（べん）の場合に限る。	
6	文書作成手数料	死亡診断書	1通につき	4,125円	同一の文書を同時に2通以上発行する場合の2通目以降の文書作成手数料は、1通につき上記金額の2分の1に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
	病歴書	同	2,750円		
	死体検案書	同	4,445円		
	障害診断書	同	4,445円		
	裁判関係診断書	同	5,500円		
	生命保険又は恩給診断書	同	5,500円		
	海外移住関係診断書	同	2,750円		
	交通事故診断書	同	5,500円		
	特定疾患診断書	同	4,445円		
その他の診断書	同	2,750円			

	自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同		4,445円	
	出生証明書	同		2,750円	
	意見書	同		4,445円	
	症状調査書	同		5,500円	
	その他の証明書	同		1,485円	
7	診察券再発行手数料		1件につき	105円	
8	エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき	733円	
		大切	同	608円	
		大四切	同	471円	
		四切	同	367円	
		六切	同	242円	
		C D-R	同	550円	
		D V D-R	同	1,100円	
9	不妊症治療料	県立宮崎病院	人工授精 1件につき 子宮内に精子を注入する場合	11,000円	
		県立延岡病院	人工授精 1件につき 子宮内に精子を注入する場合	11,000円	
			人工授精 1件につき 子宮外に精子を注入する場合	21,476円	



		合		
	体外受精及び胚 (はい)移植	1件につき 採卵・体外受精 料 胚(はい)移植 料 受精卵凍結管 理料	127,182円  10,895円  15,819円	
	配偶子卵管内移 植法	1件につき	66,000円	
10 新生児 介補料	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1日につき	5,400円	
11 乳児介 補料	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1日につき	597円	
12 慢性維 持透析患 者食事料	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1日につき	660円	
13 入院期 間が180日 を超えた 日以後の 入院加算 料	県立宮崎病院、県立 延岡病院及び県立 日南病院	1日につき	保険外併用療養費 に係る厚生労働大 臣が定める医薬品 等(平成18年厚生労 働省告示第498号) 第10号に規定する 通算対象入院料の 基本点数に100分の 15を乗じた点数に 10円を乗じて得た	

			額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	
14 特別メニュー選択追加料金	県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	1食につき 分娩(べん)等 のために入院 する者 その他の者	24円  26円	
15 セカンドオピニオン料	県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	1件につき	11,000円	
16 生命保険等に係る医師面談料		1回につき	5,500円	
17 長期収載品の処方等又は調剤に係る加算料	県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	1件につき	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第15号に規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)のある同号に規定する新医薬品等(以下「先発医薬品」という。)の薬価から当該先発医薬品の後	

			<p>発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>	
18	その他の料金	1件につき	<p>実費を基準として病院長が、管理者の承認を得て定めた額</p>	

## 【別添】

○県立病院料金等規程別表の18「実費を基準として病院長が、管理者の承認を得て定めた額」

病院	項目	単位	料金
3病院	1 入院患者への予防接種について ①1回目の接種の場合 ②2回目の接種であって1回目の接種を当該県立病院で行っている場合 ③2回目の接種であって1回目の接種を当該県立病院で行っていない場合 ただし、病院の属する市が異なる金額を示している場合は、その金額とする。 2 病院内の医療従事者への予防接種について	1回当たり 同 同 同	3,771円 2,671円 3,771円 2,000円
3病院	補助券使用時超音波断層撮影料金	同	4,010円
3病院	妊婦健診料（公費負担がなく、自費の際の妊婦健診料）	同	5,000円
3病院	実習等受託料	—	別表1
日南病院	自己負担となる場合のBCGワクチン予防接種料	1回当たり	8,888円
宮崎病院	通院集団精神療法（ペアレントトレーニング）料金	同	2,970円
延岡病院 日南病院	歯科領域に係る諸料金（保険適用外等）	—	別紙
宮崎病院 日南病院	助産師による母乳外来料金	1回当たり	2,200円
3病院	解剖料	1件につき	275,000円
宮崎病院	死亡時画像診断料（読影のみ）	同	22,000円
宮崎病院 日南病院	エンゼルケアセット	1セットにつき	2,530円
延岡病院	エンゼルケアセット	1セットにつき	4,741円
宮崎病院 日南病院	自己負担となる場合のMRワクチン予防接種料	1回当たり	9,537円
宮崎病院	自己負担となる場合の風しんワクチン予防接種料	1回当たり	6,567円
延岡病院	浴衣	1着当たり	2,530円
宮崎病院 日南病院	患者付添者給食	1食当たり	510円
延岡病院	患者付添者ベッド	1泊当たり	400円
延岡病院	小児患者付添者給食	1食当たり	510円
延岡病院	重症複合型免疫不全症、脊髄性筋萎縮症検査	1回当たり	4,000円
	ライソゾーム病検査	1回当たり	3,000円
延岡病院	病衣貸与料 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合	1枚当たり 同	220円 200円
3病院	分娩に関わる薬剤 プロウペス腔用剤 10mg	1個当たり	21,000円
宮崎病院 延岡病院	おむつ等料金	—	別表2

延岡病院	新生児用着衣貸与料	1枚当たり	100円
宮崎病院 延岡病院	産後2週間健診料（公費負担がなく、自費の際の産後健診料）	1回当たり	5,000円
宮崎病院 延岡病院	産後1か月健診料（公費負担がなく、自費の際の産後健診料）	同	5,000円
延岡病院	松葉杖	1セットにつき	3,000円
宮崎病院 日南病院	避妊リング挿入料	1回当たり	26,620円
	避妊リング除去料	同	7,480円
宮崎病院	助産師外来料金（育児技術指導等）	1回当たり	1,624円
宮崎病院	経口妊娠中絶薬 メフイーゴパック	1パック当たり	57,750円
宮崎病院	看護師特定行為研修受講料	1人当たり	547,000円
延岡病院 日南病院	患者衣・検査衣	1枚当たり	300円
宮崎病院	産後ケア（ショートステイ型）	1泊当たり	36,300円
3病院	RSウイルスワクチン（アブリスボ筋注用） 予防接種料	1回当たり	32,556円

(別表1)

区 分			単 位	金 額	
実習等受託料	栄 養 士	大 学	1人1日当たり	1,048円	
		短期大学	同	838円	
		看護師・准看護師	同	524円	
		診療放射線技師	同	524円	
		臨床検査技師	同	524円	
		薬剤師	1人1回(11週間)当たり※	282,857円	
		理学療法士・作業療法士	1人1日当たり	1,048円	
	救 急 救 命 士 ・ 隊 員	県(消 市防 町本 村部)	救急救命士・隊員院内 研修	同	5,238円
			救急救命士気管挿管研 修	1症例当たり	5,238円
			一般財団法人救急振興財団	—	実額
そ の 他		実費相当額の徴収が適当と判 断される場合	—	実費を基準として、事 前に経営管理課と協議 して定めた額	
		その他の場合	1人1日当たり	524円	

※ 11週間に満たない場合は、1日1人当たり5,238円とする。

○実習等受託料のその他「実費を基準として、事前に経営管理課と協議して定めた額」

病院	項目	単位	料金
宮崎病院 延岡病院	認定輸血検査技師制度指定施設研修実習	1回当たり	4,191円
宮崎病院	航空自衛隊新田原基地に配属予定の救急救命士の研修	1人1日当たり	5,238円
宮崎病院 延岡病院	救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第1号、第2号及び第4号の規定に基づく学校又は救急救命士養成所の実習	1人1時間当たり	1,310円
延岡病院	医師の透析療法従事職員研修実習	1人全日程あたり	10,000円

(別表2)

物品名	単位	料金
紙おむつ (パンツ) M~L	1枚当たり	220円
紙おむつ (パンツ) L~LL	同	220円
紙おむつ (フラット)	同	80円
紙おむつ (テープ) S	同	160円
紙おむつ (テープ) M	同	180円
紙おむつ (テープ) L	同	200円
尿とりパッド (男性用)	同	30円
尿とりパッド (女性用)	同	30円
尿とりパッド (ナイトロング)	同	70円
尿とりパッド (ストロング)	同	90円
軟便安心パッド	同	90円
紙おむつ (新生児用小)	1パック (40枚入り) 当たり	640円
紙おむつ (新生児用大)	同	640円
紙おむつ (低出生体重児用 5 S)	1パック (24枚入り) 当たり	1,320円
紙おむつ (低出生体重児用 4 S)	1パック (26枚入り) 当たり	460円